

旭川医科大学病院診療記録等取扱細則に関する申合せの一部を改正する申合せを次のように定める。

(令和2年11月11日病院運営委員会申合せ)

旭川医科大学病院診療記録等取扱細則に関する申合せの一部を改正する申合せ

旭川医科大学病院診療記録等取扱細則に関する申合せ（平成16年12月8日病院運営委員会申合せ）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正案」欄）のように改正する。

※下線部は、改定箇所を示す。

改 正 案	現 行
<p>第10条関係</p> <p>1 「医師等」とは、次の者をいう。</p> <p>(1) 医師又は歯科医師</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 理学療法士，作業療法士，視能訓練士，臨床工学技士，社会福祉士，<u>言語聴覚士，精神保健福祉士又は保育士</u></p> <p>(6) 栄養士又は管理栄養士</p> <p><u>(7) 歯科衛生士又は歯科技工士（新設）</u></p> <p><u>(8) 胚培養士（新設）</u></p> <p><u>(9) 公認心理師，臨床心理士，認定心理士その他これらに類する業務に従事する者（新設）</u></p> <p><u>(10) 治験コーディネーター又は移植コーディネーター業務に従事する者（新設）</u></p> <p><u>(11) 研究生，医師免許又は歯科医師免許を有する大学院学生（臨床研修を修了した者に限る。）</u></p> <p><u>(12) 研修登録医，医師免許又は歯科医師免許を有する大学院学生（(11)に掲げる者を除く。）</u>，<u>臨床研修医</u>，学部学生，受託実習生，臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師</p> <p><u>2 1の(1)の者については，医師事務作業補助者へ診療記録の記載を指示した場合は，指示した医師又は歯科医師がその内容を確認の上，必要に応じ適宜補足修正し，署名しなければならない。（新設）</u></p>	<p>第10条関係</p> <p>1 「医師等」とは、次の者をいう。</p> <p>(1) 医師又は歯科医師</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 理学療法士，作業療法士，視能訓練士，臨床工学技士，社会福祉士又は言語聴覚士</p> <p>(6) 栄養士又は管理栄養士</p> <p><u>(7) 研究生，医師免許又は歯科医師免許を有する大学院学生（臨床研修を修了した者に限る。）</u></p> <p><u>(8) 研修登録医，医師免許又は歯科医師免許を有する大学院学生（(7)に掲げる者を除く。）</u>，学部学生，受託実習生，臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師</p>

3 1の(2)から(10)までの者については、それぞれの職責に応じて行った診療補助行為について、診療記録に記載し、署名する。

4 1の(12)の者については、当該者による記載及び署名のほか、指導医等がその内容を確認の上、必要に応じ適宜補足修正し、署名する。

附 記

この申合せは、令和2年11月11日から実施する。

【改正理由】

診療記録等の円滑且つ適切な管理を図るため、所要の改正を行うものである。

2 1の(2)から(6)までの者については、それぞれの職責に応じて行った診療補助行為について、診療記録に記載し、署名する。

3 1の(8)の者については、当該者による記載及び署名のほか、指導医等がその内容を確認の上、必要に応じ適宜補足修正し、署名する。